

入札件名：平成30年度サービス産業生産性向上に向けた事業創造環境整備事業

本件に係る資料は、以下記載の資料番号1～15から構成されており、紙配付は行っていないため、統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

なお、入札説明会に参加の際は、各自、持参すること。

【統一資格審査申請・調達情報検索サイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告
2	仕様書
3	評価項目一覧
4	契約書案

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 （総合評価落札方式 電子調達システム対応版）
6	予算決算及び会計令（抜粋）
7	応札資料作成要領
8	評価手順書（加算方式）
9	（様式1）質問状
10	（様式2）入札参加表明書【電子入札の場合】
11	（様式3）入札書 [紙による入札の場合]
12	（様式4）理由書 [紙による入札の場合]
13	（様式5）委任状 [紙による入札の場合]
14	（様式6）提案書ひな型
15	（様式7）見積書

※http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html
（中国経済産業局＞調達情報＞入札公告関係資料＞1. 総合評価落札方式

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入開札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

平成30年3月19日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度サービス産業生産性向上に向けた事業創造環境整備事業

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号1～4

統一資格審査申請・調達情報検索サイトの「調達情報検索（日本語）」から「一般競争入札の入札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達

資料」を必ずダウンロードすること。

<http://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

イ. 資料番号5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成30年3月26日(月) 13時30分

広島県広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 第4会議室(広島合同庁舎2号館2階)

(3) 質問期限

平成30年4月9日(月) 17時00分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状(資料番号9)を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(4) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

平成30年4月10日(火) 17時00分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料を提出(持参)すること。

なお、提案書等の電子調達システムを使用しての提出は不可とする。

- ・提案書(紙資料7部、電子媒体(CD-R等)1部)

資料のサイズはA4判カラーにすること。ただし、特別に大きな図面等が必要な場合は、A3判にて提案書の中に折り込むこと。

- ・評価項目一覧(資料番号3)の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの(提案書と同一部数)

- ・平成28・29・30年度競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し(1部)

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>)から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2入札参加表明書(資料番号10、以下「表明書」という。)を提出し、次に「入札(見積)書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3入札書(資料番号11)及び様式4理由書(資料番号12)を紙により提出(持参)すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同封しない。

エ. 留意点

- ・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定める委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。
- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(5) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）

プレゼンテーションは実施しない。

(6) 開札の日時及び場所

平成30年4月18日（水）13時30分

広島県広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 地方連絡室（広島合同庁舎2号館2階）

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(7) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ. 入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（100点）＋価格点（50点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書及び単価設定の根拠資料を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

○請負契約書（請負契約心得）

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※3. 契約書等フォーマット 請負契約心得をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. 入札結果の公表

入札結果は、落札者を含め、入札者全員の商号又は名称、入札価格、技術点の合計及び総合評価点について中国経済産業局HPにて公表するものとする。

10. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日8時30分～18時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 産業部 流通・サービス産業課

担当者：齋藤 拓也

電話 082-224-5655（ダイヤルイン）

E-mail saito-takuya@meti.go.jp

仕様書

1. 件名

平成30年度サービス産業生産性の向上に向けた事業創造環境整備事業

2. 目的

我が国経済の約7割を占めるサービス産業は、その労働生産性の向上が課題となっており、「未来投資戦略2017」(平成29年6月)においても2020年までに労働生産性の伸び率を2.0%まで向上を目指すという目標が掲げられている。

労働生産性を向上させるためには、IT・クラウドの利活用による業務効率化等の経営改善活動と並行して、IoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能などの新しいイノベーションによるこれまでにない革新的な事業を産み出し、同産業の付加価値額を増大する取組が重要である。特に人口減少に伴い、将来的な市場縮小が見込まれる地域においては、新たな市場を開拓する事業を創出することが喫緊の課題である。

本事業は、サービス産業における新市場開拓を目指すベンチャービジネス創出に向けた地域の事業創造環境を、地域経済を支える金融機関と連携しつつ整備し、付加価値の高い新たなビジネスモデルが生まれるための知的財産の活用の普及啓発を目的とした事業である。

3. 事業期間

契約締結日から平成31年3月20日まで

4. 事業の内容及び方法

サービス産業の生産額は、中国地域においても増加傾向であり、その労働生産性の向上が課題となっている。地域では、人口減少による市場規模縮小が見込まれる中、効率化に伴う生産性向上の効果を追求する一方で、新たな付加価値を創出し、新市場を開拓する事業が生まれる仕組みを構築することが必要である。

また、同産業では、IT・クラウドの普及により、様々なベンチャービジネスが創出されており、更にはサービスと技術を掛け合わせる等により様々なビジネスモデルが生まれている。

このように地域においてもロールモデルとなる事業が創造される一方、ベンチャービジネスを創造するための知識・ノウハウは地域の事業者、支援者双方に蓄積されておらず、同分野における新たな知的財産の活用方法も含め、地域においてベンチャービジネスが生まれる仕組みを構築するまでには至っていない。

本事業では、サービス分野の新市場を開拓するロールモデルとなるベンチャービジネス

創出を目指す「アクセラレーションプログラム」(注1)を実施する。また、今後、ベンチャービジネスを創出するサポーターとなる支援者に対する「アクセラレーター育成プログラム」(注2)や、地域の事業創造環境の整備を加速させる取組も実施し、これらの取組を連携して実施することで、地域における事業創造の理解を深め、ベンチャービジネスが生まれる仕組みの構築を目指す。プログラム実施に当たっては、地域経済を支える地域金融機関と積極的に連携し、更なる相乗効果の創出を狙う。

また、上記プログラムを通じ、サービス産業を中心としたベンチャービジネスにおける知的財産の活用方法についてその課題等を整理し、裾野が広い同産業における新たな知的財産活用に関する普及・啓発を図る。

(注1) シード期～スタートアップ期の個人・企業を対象とした、事業化支援のための短期集中型のプログラム

(注2) 事業創造に関する知識・ノウハウや事業創造における知的財産の活用について、体系的に学習することを目的としたプログラム

(1) サービス分野における事業創造エコシステム構築事業

以下の「アクセラレーションプログラム」、「アクセラレーター育成プログラム」を通じ、地域における事業創造の理解を深め、ベンチャービジネスが生まれる仕組みの構築を目指す。

①アクセラレーションプログラム

- ・ サービス産業(又は、サービスを取り入れたその他の事業)において、新事業開発を目指す者を対象にアクセラレーションプログラムを実施する。
- ・ 募集説明会(50名程度)を山口市で開催する。
- ・ 募集説明会等を通じて、参加希望者を募り、約10名程度の参加希望者に対して、事業創造や知的財産活用の専門家等と連携し、実施期間中、継続して、事業のブラッシュアップを実施する。

②アクセラレーター育成プログラム

- ・ 地域において事業創造に関わる者(行政機関、支援機関、金融機関、士業等)を対象に、アクセラレーター育成プログラムを実施する。
- ・ 募集説明会とセミナー(30名程度)を山口市で開催する。
- ・ 募集説明会、セミナー等を通じて、参加希望者を募り、約10名程度の参加希望者に対して、上記(1)をOJTの場として活用し、更なる知識・ノウハウの習得を実施する。

(2) 事業創造セミナー事業

- ・ サービス産業(又は、サービスを取り入れたその他の事業)において、新事業開発を

目指す者、地域において事業創造に関わる者（行政機関、支援機関、金融機関、士業等）を対象に、知的財産の活用を含め、地域における事業創造の理解が促進されるためのセミナー（50名程度）を開催する。

5. 業務

受託者は、全ての業務について、中国経済産業局（以下、局という）と密に連絡を取り合い、協議、相談しながら進め、以下の主要業務についても漏れなく的確に実施すること。

（1）事業実施準備業務・運営業務

- ①事業全体のスケジュールについて可視化し、局や、関係者と調整を行い、事業開始時及び随時局に提示すること。
- ②地域の事業創造に係る専門家や、地域における関係者との連絡調整を行い、本事業実施に必要なネットワークを構築すること。
- ③4. 実施内容（1）及び（2）の実施に当たっては、各種情報収集を行い、コンプライアンスを遵守しつつ、得られた情報を広く公開し、地域で事業が産む仕組みの創出に努めること。また、得られた情報を実施内容（1）、（2）に活かす等して、より多くの参加が得られるよう内容を工夫するとともに、開催場所や時期、時間帯については、できるだけ各者が参加しやすいよう工夫すること。
- ④各事業への参加者について事務局の役割を担い、管理等を行うこと。（参加者の把握、名簿の作成・情報管理・調整等）
- ⑤各事業についての周知・広報・参加者の募集、関係機関への働きかけ等を実施すること。

（2）サービス分野における事業創造エコシステム構築事業

- ①局や開催地域、関係者と連絡を取りながら、実施時期、実施内容の企画をすること。
- ②協力者、講師等への依頼、及び局と開催地域、関係者等を交えた詳細な実施内容の協議を行うこと。
- ③協力者、講師等に対しては旅費等規程に則して謝金や旅費を支払うこと。
- ④会場の確保、必要器材の準備、資料の印刷・配布、受付、司会進行、継続的なフォローなど、事業実施に必要な業務を行うこと。

（3）事業創造セミナー事業

- ①局や開催地域、関係者と連絡を取りながら、実施時期、実施内容の企画をすること。
- ②協力者、講師等への依頼、及び局と開催地域、関係者等を交えた詳細な実施内容の協議を行うこと。
- ③協力者、講師等に対しては旅費規程等に則して謝金や旅費を支払うこと。

④会場の確保、必要器材の準備、資料の印刷・配布、受付、司会進行、継続的な連絡など、事業の実施に必要な業務を行うこと。

6. 成果物

・事業実施報告書

－報告書データ（PDF）、報告書に使用した写真データ（JPEG）、アンケート回答、アンケート取りまとめ結果等を収録したCD 1枚

7. 納入場所

中国経済産業局産業部流通・サービス産業課

8. その他

- (1) 業務の遂行に於いて疑義が生じた場合は、局担当官と協議し、その指示に迅速かつ的確に従うものとする。
- (2) 事業者及び事業遂行者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、いかなる理由をもっても業務期間中及び業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。また、受託者は情報漏洩に対する措置を講じること。